

厚生労働省和歌山労働局発表  
令和元年8月5日（月）

|        |                         |
|--------|-------------------------|
| 担<br>当 | 厚生労働省和歌山労働局<br>労働基準部賃金室 |
|        | 賃金室長 嶋本 輝樹              |
|        | 地方賃金指導官 小谷 佳徹           |
|        | 電 話 073 (488) 1152      |
|        | F A X 073 (475) 0113    |

## 令和元年度和歌山県最低賃金の改正答申について

### － 27円引上げて時間額830円 －

和歌山地方最低賃金審議会（会長 富山 信彦）は、本年7月8日、和歌山労働局長（松淵 厚樹）から「和歌山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、和歌山県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日結論を取りまとめ、和歌山労働局長に対し「時間額830円」とする旨の答申を行った。

この「時間額830円」は、現行の和歌山県最低賃金「時間額803円」を「27円」引上げるものである。

和歌山地方最低賃金審議会においては、去る7月31日に中央最低賃金審議会から示された目安（和歌山県の場合26円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、和歌山県最低賃金が改正されることとなる。

時間額830円が発効した場合、7年連続で10円以上の引上げとなり、最低賃金が時間額のみで定められた平成14年度以降では最大の引上げ額となる。

#### 【参考：和歌山県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

|              | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度   |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 最低賃金額        | 715円   | 731円   | 753円   | 777円   | 803円   | (830円)  |
| 対前年度<br>上昇率※ | 2.00%  | 2.24%  | 3.01%  | 3.19%  | 3.35%  | (3.36%) |
| 対前年度<br>上昇額  | 14円    | 16円    | 22円    | 24円    | 26円    | (27円)   |

※小数点第3位四捨五入